



熊本県公報

第 1 2 2 2 0 号

平成 25 年 6 月 7 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○保安林の指定の解除の予定	(森林保全課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の指定	(社会福祉課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の変更	(〃)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の休止	(〃)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の廃止	(〃)	3
○種畜検査証明書書の書換交付	(畜産課)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
○産業廃棄物収集運搬業許可の取消し	(廃棄物対策課)	4
○道路の供用開始	(道路保全課)	4
○道路の区域変更	(〃)	4
○道路の区域変更	(〃)	5
○道路の供用開始	(〃)	5
○道路の区域変更	(〃)	5
○道路の供用開始	(〃)	6
○道路の区域変更	(〃)	6
公 告		
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	6
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	7
○基本測量の終了	(監理課)	7
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	7
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	7
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	7

告 示

熊本県告示第 5 8 7 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 25 年 6 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 熊本県球磨郡錦町大字一武字宮ノ谷 4 6 8 5 番 1・4 6 8 5 番 4（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び県南広域本部球磨地域振興局並びに錦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 5 8 8 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 6 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
放射線科・内科 まきたクリニック	八代市竹原町 1 4 3 9 番地 2	平成 2 5 年 3 月 1 日
ともち未来病院	下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地	平成 2 5 年 4 月 1 日
大塚医院	玉名市天水町小天 6 9 8 6 - 1	平成 2 5 年 4 月 1 日
厚生クリニック	天草市諏訪町 1 番 2 1 号	平成 2 5 年 4 月 1 日
田上皮ふ科クリニック	上益城郡御船町大字辺田見字目抜 3 4 - 1	平成 2 5 年 5 月 1 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
ややま歯科クリニック	荒尾市東屋形 4 丁目 1 番地 1	平成 2 5 年 4 月 1 日
ともち未来病院	下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地	平成 2 5 年 4 月 1 日
みさきの歯科病院	菊池郡大津町美咲野 3 - 1 - 1	平成 2 5 年 5 月 1 日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
たまな駅前薬局	玉名市中 1 0 2 7 - 9	平成 2 5 年 4 月 1 日
東洋調剤薬局氷川店	八代郡氷川町鹿島 7 7 6 - 3	平成 2 5 年 4 月 1 日
新生堂薬局 御船店	上益城郡御船町大字辺田見 3 4 - 1	平成 2 5 年 5 月 1 日

(訪問看護)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション八代	八代郡氷川町宮原字下宮後 4 7 9 番	平成 2 5 年 4 月 1 日
コスモピア益城訪問看護ステーション	上益城郡益城町木山 3 7 2 番 1	平成 2 5 年 4 月 1 5 日

熊本県告示第 5 8 9 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 6 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
ふじさわクリニック	名 称		平成 2 5 年 2 月 4 日
	ふじさわ脳神経外科クリニック	ふじさわクリニック	
嘉島クリニック	所 在 地		平成 2 5 年 3 月 1 日
	上益城郡嘉島町大字鯉字石島 2 6 3 9	上益城郡嘉島町鯉 2 6 3 9	

(歯科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
こだま歯科クリニ	名 称		平成 2 4 年 1 2 月 2 5

ック	兒玉 美穂	小寺 美穂	日
益城病院	開 設 者		平成 2 5 年 1 月 1 日
	医療法人広安会	社会医療法人ましき会	

熊本県告示第 5 9 0 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 6 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯 科)

医療機関名称	医療機関所在地	休止年月日
入江歯科医院	上益城郡御船町大字辺田見字馬場 3 6 6 - 1	平成 2 5 年 3 月 3 1 日

熊本県告示第 5 9 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 6 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医 科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
放射線科・内科 まきたクリニック	八代市竹原町 1 4 3 9 番地 2	平成 2 5 年 2 月 2 8 日
ともち未来病院	下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8	平成 2 5 年 3 月 3 1 日
池田医院	玉名市天水町小天 6 9 8 6 - 1	平成 2 5 年 3 月 3 1 日
厚生クリニック	天草市諏訪町 1 - 2 1	平成 2 5 年 3 月 3 1 日

(歯 科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
工藤歯科医院	玉名市伊倉南方 1 3 5 6	平成 2 5 年 2 月 1 日
ややま歯科クリニック	荒尾市東屋形 4 丁目 1 - 1	平成 2 5 年 3 月 3 1 日
ともち未来病院	下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8	平成 2 5 年 3 月 3 1 日

熊本県告示第 5 9 2 号

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 6 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11298754477	種畜の名称の変更	照勝福	安平勝

熊本県告示第 5 9 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 6 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション大道 山鹿市方保田 8 2 8 番 2 号	N P O 法人安暖手	平成 2 5 年 6 月 1 日

熊本県告示第 5 9 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 5 年 6 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション大道 山鹿市方保田 8 2 8 番 2 号	N P O 法人安暖手	平成 2 5 年 6 月 1 日

熊本県告示第 5 9 5 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 1 4 条の 3 の 2 の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を次のとおり取り消した。
平成 2 5 年 6 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 取り消した産業廃棄物収集運搬業の許可
 - (1) 被処分者
 - ア 住所 熊本県熊本市南区城南町六田 2 7 0 番地 1
 - イ 名称及び代表者 有限会社光環境メンテナンス 代表取締役 杉本 光浩
 - (2) 許可の内容
 - ア 許可番号 第 0 4 3 0 0 1 5 1 6 7 6 号
 - イ 許可の年月日 平成 2 1 年 1 0 月 2 2 日
 - ウ 許可の有効期限 平成 2 6 年 1 0 月 2 1 日
- 2 許可取消年月日
平成 2 5 年 5 月 2 9 日
- 3 理由
被処分者の役員である杉本光浩は、平成 2 4 年 8 月 7 日、熊本簡易裁判所において、刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 2 0 8 条の規定により罰金 1 0 万円の判決を受け、同年 8 月 2 3 日に刑が確定した。このことは、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に該当する。

熊本県告示第 5 9 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 2 5 年 6 月 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 5 年 6 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江甲字柳野 1 0 3 5 番 2 2 地先から 同所 1 0 3 5 番 2 2 地先まで	12.0	災害防除
	人吉水上線	球磨郡あさぎり町深田西字古町 2 0 6 番地先から 同所 2 0 7 番 1 地先まで	51.7	

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 6 月 7 日

熊本県告示第 5 9 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の

区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 6 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 6 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	仏原高森線	上益城郡山都町大字仏原宇桑鶴 125番地先から 同所 96番1地先まで	前	4.2 ～ 12.6	153.5	旧道移管
				10.0 ～ 27.6	107.7	
			後	10.0 ～ 27.6	107.7	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 6 月 7 日

熊本県告示第 598 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 6 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 6 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	合志市須屋 682番地先から 同所 676番1地先まで	前	39.3 ～ 48.9	37.9	道路法第24条工事（迂回路の設置）
				47.0 ～ 56.0	37.9	
			後			

2 区域を変更する期日 平成 25 年 6 月 10 日

熊本県告示第 599 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 25 年 6 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 6 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	合志市須屋 682番地先から 同所 676番1地先まで	37.9	道路法第24条工事（迂回路の設置）

2 供用を開始する期日 平成 25 年 6 月 10 日

熊本県告示第 600 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の

区域を変更する。

その関係図面は、平成25年6月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	菊池郡大津町杉水字百騎帰 713番4地先から 同所 714番1地先まで	前	10.5 ～ 18.4	78.3	道路法 第24 条工事
			後	10.6 ～ 18.7		

2 区域を変更する期日 平成25年6月10日

熊本県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年6月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	菊池郡大津町杉水字百騎帰 713番4地先から 同所 714番1地先まで	78.3	道路法2 4条工事

2 供用を開始する期日 平成25年6月10日

熊本県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年6月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字下 牧 3981番1地先から 同所 3981番1地先まで	前	31.0 ～ 35.0	40.0	廃道
			後	25.0 ～ 28.0		

2 区域を変更する期日 平成25年6月7日

公 告

熊本県公告第329号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島宇南屋敷1497番1
252.19平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区花立5丁目4番76号 503号
齋藤 勝美
齋藤 博美

熊本県公告第330号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年6月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字群前2406番1
499.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡菊陽町杉並台一丁目5番14号
楠元 茂雄

熊本県公告第331号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成25年6月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量「電子国土基本図(地図情報)」修正測量	平成24年5月25日から 平成25年3月29日まで	熊本県全域

熊本県公告第332号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成25年6月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字馬水字駿ヶ原685番1、同685番2、同695番2、同696番、同698番2、同698番5、同698番6、同700番1、同700番3及び同700番4
2,328.29平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市中央区大江本町1番13号
株式会社 三愛ホーム

熊本県公告第333号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年6月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下六嘉字尾ノ上3411番3
314.19平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
奈良県奈良市藤原町364番地
福田 龍海

熊本県公告第334号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年6月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北三丁目4059番及び同4060番1
2,376.25平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡菊陽町光の森七丁目16番地2
社会福祉法人 愛和学院